

諮問番号：平成29年度諮問第8号

答申番号：平成29年度答申第10号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当認定請求却下処分）は、違法、不当である。

- (1) 視力は、右眼が完全失明、左眼視野が4分の3のため、日常生活が困難又は配慮が必要なこと。
- (2) 特定疾患もあるため、経費がかかること。
- (3) 尿崩症等のため進学は高等養護学校の選択を余儀なくされていること。
- (4) 教育歴について、小学校から特別支援学級を希望していたが、教師に必要なとされ、結果、卒業時に教師から同学級に入れる必要は充分あったとして、配慮不足を謝罪されたこと。
- (5) 自己決定能力が低いため、自立という面では「介助者がいれば」という程度であること。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。
- (2) 処分庁は、囑託医らの判定を得た上で、両眼の視力の和が「1.5」であり、左眼の中心視野の角度が「5度」以上とされていること、F I Qが「73」と軽度で、日常生活能力の程度が「自立」とされ、精神医学的総合判断が「軽度」とされていること等から、認定基準に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (3) また、審査請求人の主張は、次の理由により採用することはできない。
  - ア 対象児童の視力は、視力障害により日常生活が困難であったり配慮が必要なことは理解するが、認定基準に照らし、2級該当とまではいえない。
  - イ 疾患があり、経費がかかることは理解するが、原処分は対象児童の合併

症、教育歴を含め、診断書により判断したものである。

ウ 日常生活能力が、「介助者がいれば」という程度としても、診断書には、発達障害関連症状への記載がなく、2級該当とまではいえない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

審査請求人の主張する事情のうち、右眼は完全失明し、左眼は視野4分の3のため日常生活が困難なこと及び自立面において介助者が必要とされることについては、診断書に記載された内容相応のものということができ、原処分は、こうした診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法、不当とする余地はなく、請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人の主張する事情のうち、特定疾患のため経費がかかること及び尿崩症等のため進学は高等養護学校となることについては、審査請求人の経済的事情や本件児童の進学先についての考慮を求めるものであり、そのような事情にあることは理解できるが、手当は、医学的・専門的見地からの障害認定の適正性を確保するため、特別児童扶養手当認定診断書に基づく総合的な認定により支給又は不支給が判断されるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

さらに、審査請求人の主張する事情のうち、普通学級に在籍することとなった事情については、普通学級への在籍に至る経緯にやむを得ない事情があったとしても、診断書は、「特に制限なく生活できている」とされ、要注意度が「随時一応の注意が必要」とするにとどまり、精神医学的総合判定欄も「軽度」との評価であることからすると、そのような事情が認められたからといって、原処分を違法又は不当ということはできず、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成29年5月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る眼若しくは精神の障害又はこれらの重複障害の程度は、認定基準によれば、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、眼の障害に係る診断書をみると、視力は両眼の視力の和が「1.5」であり、視野は左眼の中心視野の角度がいずれも「5度」以上とされ、日常生活活動能力は「特に制限なく生活できている」とされている。

また、知的障害に係る診断書は、IQが「73」と軽度で、日常生活能力もおおむね自立しており、要注意度は「随時一応の注意が必要」とされ、精神医学的総合判断は「軽度」とされている。

こうした診断書に記載された事実関係からすると、眼若しくは精神の障害又はこれらの重複障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美